

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 【平成30年度 骨格予算】

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増額されました。

この増えた分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費（社会福祉・社会保険・保健衛生）に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当させていただきましたのでお知らせします。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分の充当方法については、各区分の一般財源の割合により按分して算出しています。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） **180,000** 千円

（歳出）

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 **243,648** 千円

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化 分の市交付金)	そ の 他
社会福祉事業	3,170			300	2,155	715
児童福祉事業	18,159	2,372		20	11,841	3,926
生活保護事業	2,117	1,277			631	209
小 計	23,446	3,649		320	14,627	4,850
保健衛生事業	220,202				165,373	54,829
小 計	220,202				165,373	54,829
合 計	243,648	3,649		320	180,000	59,679